

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第17号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人より、「NHK松山放送局営業推進部は、本人に説明せず無断で、本人のNHK放送受信契約書の支払方法を口座振替から2か月で100円多い継続振込に変更し、4か月で200円多い受信料を不正請求しており、払込請求書には、平成25年12月～平成26年3月分の払込請求書を一度送付したことを前提に『払込用紙を再度お送りしています』と記載しているが、本人は平成25年12月～平成26年1月分の払込請求書は受領していないため、NHK松山放送局営業推進部が本人に一度送付したとする平成25年12月～平成26年1月分の払込請求書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。  
これに対して、本人から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、NHK松山放送局営業推進部は、平成26年2月～3月分の払込請求書を既に送付していたため、平成25年12月～平成26年3月分の払込請求書に「払込用紙を再度お送りしています」と記載した。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成26年8月5日（第198回審議委員会）個人情報 第17号諮問、審議、答申